

日本労働年鑑 第59集 1989年版  
The Labour Year Book of Japan 1989

第五部 労働・社会政策

I 労働政策

8 安全衛生政策の展開

2 改正安衛法の施行

安全衛生法令は、技術的な性格もあり、実質的な規制の相当部分を命令などに依存してきた。八八年の労働安全衛生法の改正(三六九ページ参照)にあたっても、これと一体をなす政令・規則・告示により、政策の内容が具体化された。すなわち、安衛法一部改正法は、八八年五月一七日公布されたが、労働省はこれの施行にかかわる政省令(安衛令、安衛則および五つの省令)案要綱を、七月一五日、中央労働基準審議会に諮問したが、同審議会から、八月三日、妥当である旨の答申がなされ、省令は九月に改正された。

改正のうち主要なものは、つぎのとおりである。なお、同時に実施された告示のなかに健康保持増進(別項)、作業環境基準等重要な基準がある。

(1) 安全衛生管理体制の充実

(1) 安全管理者を選任すべき事業場として、新たに卸売・小売業の一部、旅館業又はゴルフ場の事業に属する事業場で、常時五〇人以上の労働者を使用するものを追加すること(安衛令)。

(2) 衛生管理者免許を第一種衛生管理者免許と第二種衛生管理者免許とに分け、事業者は、有害業務との関連の薄い業種に属する事業場については、第二種衛生管理者免許を有する者のうちから衛生管理者を選任することができるものとする(安衛則)。

(3) 安全衛生推進者(又は衛生推進者)の選任を要する事業場を、常時一〇人以上五〇人未満の労働者を使用する事業場とすること(安衛則)。

(4) 産業医の職務内容として、健康診断の結果に基づく措置に関すること、健康教育、健康相談等に関すること等を規定し、その明確化を図ること(安衛則)。

(5) 衛生委員会の付議事項として、労働者の健康の保持増進のための措置の実施計画の作成に関することを加えること(安衛則)。

(2) 作業環境測定の制度の充実

(1) 作業環境測定の対象作業場のうち、有機溶剤、鉛、特定化学物質等及び粉じんに係る作業場について、作業環境評価基準に基づき測定結果の評価を行わせるとともに、その評価により第三管理区分(当該作業場の作業環境中の有害物濃度の平均が管理濃度を超える状態)に区分された場所については、事業者に直ちに施設等の点検を行わせ、改善等の措置を講じさせるものとする(有機則、鉛則、特化則、粉じん

則)。

(2) 作業環境測定を行うべき有機溶剤を三〇物質追加すること(有機則)。

(3) 化学物質に関する規制の充実

(4) 建設業における労働災害防止対策の充実

建設工事等の計画の作成に当たり一定の資格を有する者の参画を要する工事として、足場及び型枠支保工に関する工事を加えること(安衛則)。

日本労働年鑑 第59集

発行 1989年6月26日

編著 法政大学大原社会問題研究所

発行所 労働旬報社

2000年2月22日公開開始

---

■ ←前のページ 日本労働年鑑第59集【目次】 次のページ→ ■  
日本労働年鑑【総合案内】

---

法政大学大原社会問題研究所(<http://oisr.org>)

---